

都市計画神代公園事業に関する説明会



東京都 都市整備局 市街地整備部 企画課

1

○これより、都市計画神代公園事業に関する説明会を開催させていただきます。

本説明会について ①これまでの経緯

	内容	目的
●	令和5年7月 事業概要及び測量説明会	事業及び現況測量の内容を説明
●	令和6年3月 オープンハウス(第一回)	事業概要を説明し、来場者の質問に対して個別に説明 ・事業概要 ・移転補償
●	令和6年12月 オープンハウス(第二回)	事業概要を説明し、来場者の質問に対して個別に説明 ・公園整備の必要性 ・優先整備区域に選定された経緯

2

○はじめに、本日の説明会の趣旨についてご説明します。

○まず、これまでに開催した説明会等について振り返ります。

○今回の公園事業予定区域では令和5年7月の「事業概要及び測量説明会」、令和6年3月のオープンハウス（第一回）、同年12月のオープンハウス（第二回）を開催しました。

○これらの説明会及びオープンハウスでは、事業の概要や公園整備の必要性などについてご説明し、ご質問にお答えしました。

○なお、オープンハウスは、パネル展示等により、事業の概要や進め方などに関して情報提供する場で、職員より直接ご説明し、ご質問などにお答えさせて頂くものです。

本説明会について ②説明会の目的

○本説明会は、現在の検討状況や公園事業の進め方などについて丁寧に説明し、事業についてより理解を深めて頂くことを目的としております。

○具体的には、これまでの主なご説明内容の振り返りに加え、お問い合わせの多い「公園計画」や「移転補償」などについて概要をご説明させていただきます。

○次に、本日の説明会の目的についてご説明します。

○今回は、現在の検討状況や公園事業の進め方などについて丁寧に説明し、事業についてより理解を深めて頂くことを目的としております。

○具体的には、これまでの主なご説明内容の振り返りに加え、お問い合わせの多い「公園計画」や「移転補償」などについて概要をご説明します。

本説明会について

③説明会案内の配布範囲



○次に、本説明会のご案内の配布範囲についてご説明します。

○対象は、図の赤色の枠、深大寺南町（じんだいじみなみまち）四丁目の 一部
における、公園事業に関係する皆様方とさせて頂いております。

○具体的には、緑色の公園事業予定区域（以降、本区域といいます）とその西側
の三鷹通りまでの範囲において、土地や建物をお持ちの方及びお住まいの方
にご案内を配布させて頂いております。

○なお、黒色の枠線は神代公園の都市計画公園区域を示しております。

本日の説明内容

1 公園事業の概要

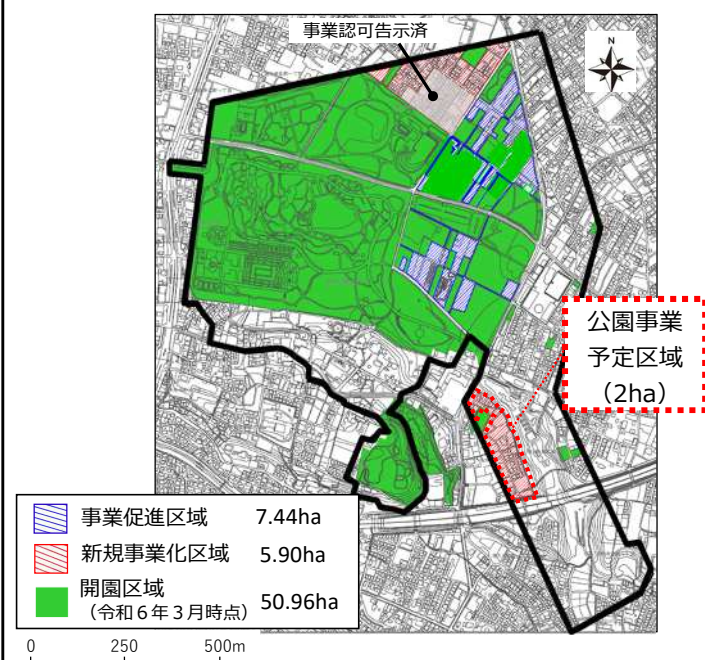
2 公園整備の計画

3 事業の流れ

4 移転補償の概要

○本日ご説明する内容は、
1. 公園事業の概要
2. 公園整備の計画
3. 事業の流れ
4. 移転補償の概要
の4項目です。

1. 公園事業の概要 「1.1 都市計画神代公園の概要」



【概要】

- ◆都市計画名称 調布都市計画 神代公園
(開園名 都立神代植物公園)
- ◆都市計画決定 昭和32年12月21日
建設省告示 第1689号
- ◆都市計画決定面積 100.32ha

○はじめに、公園事業の概要について改めてご説明します。

○本公園の都市計画名称は「調布都市計画神代公園」となり、開園名は「都立神代植物公園」です。昭和32年に都市計画決定されました。

○黒い実線の範囲が都市計画決定区域となり面積は約100ヘクタールです。
緑色で示している範囲が既に開園中の箇所、青色の範囲が現在事業中の箇所、赤色の範囲が新規に事業化を目指している箇所になります。

○赤色の新規事業化区域のうち太い赤色点線の範囲である深大寺南町四丁目の一部が本区域です。面積は約2ヘクタールあります。

1. 公園事業の概要 「1.2 周辺状況及び整備目的」

- 国分寺崖線の景観や緑、湧水の保全
- 公園の防災機能の拡充
- 崖線につながる緑のネットワークの形成



○次に、本区域周辺の状況と整備の目的についてご説明します。

○本区域の北西側では、既に「都立神代植物公園」が開園しており、多くの皆様に利用されています。

東側にはみどり豊かな「都立農業高校神代農場」が、南東側には「深大寺自然広場」や「野草園」があります。

また、本区域に隣接して「けやき広場」が開園しています。

○本区域は、これらの既存の緑をつなぐ位置にありますが、近年、生産緑地の減少など、自然と緑豊かな環境が少しずつ失われつつあります。

○今回の公園事業は「国分寺崖線（がいせん）の景観や緑、湧水（ゆうすい）の保全」や「公園の防災機能の拡充」、「開園済みの公園から崖線につながる緑のネットワーク」を形成することを目的としています。

○本区域の整備により、神代公園はさらに厚みとつながりをもち、緑や自然環境の充実を図った、後世にも引継ぐことができる都民共有の貴重な財産となります。

1. 公園事業の概要 「1.3 周辺の自然環境」



○次に、周辺の自然環境として、本区域の東側に隣接する都立農業高校神代農場についてご紹介します。

○神代農場は国分寺崖線上にあり、崖線からの湧水が見られる武蔵野の里山環境を残す貴重な場所となっています。

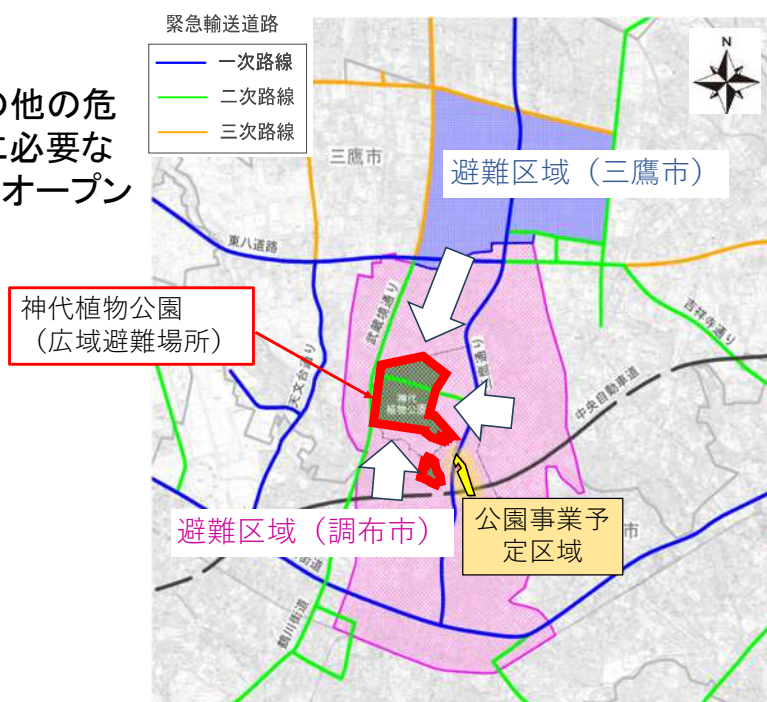
○この湧水は佐須（さず）の農業用水をつたい、野川（のがわ）の水源の一つとなっています。
神代農場内では、湧水を生かしたワサビ栽培・ニジマス養殖・米栽培などが行われています。4月にカタクリが咲き、腐生（ふせい）植物である絶滅危惧種のマヤランが生育しています。6月にはゲンジボタルが飛び交い、ゴイサギなど年間100種類もの野鳥類が観察されています。

○神代農場は、生徒の生きる教材として利用されるとともに、月に2回程度一般開放もされているほか、高校と調布市との相互連携協定により自然・環境教室や自然観察会、自然環境保全・保護の調査活動が行われています。

1. 公園事業の概要 「1.4 防災拠点としての役割」

広域避難場所

大地震時に発生する延焼火災やその他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する大規模公園、緑地などのオープンスペース



○次に、防災拠点としての役割についてご説明します。

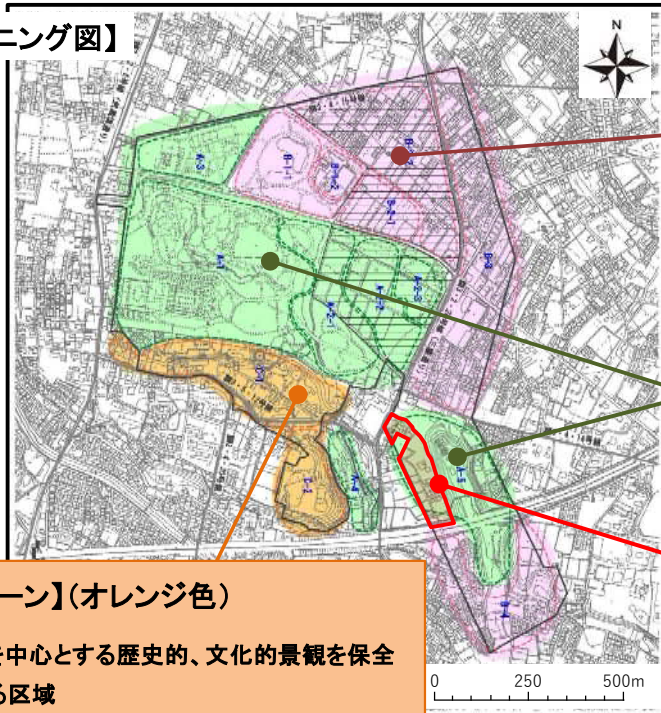
○神代植物公園は、広域避難場所に位置づけられており、調布市地域防災計画及び三鷹市地域防災計画において対象となる避難区域が記載されています。避難人口は調布市が約6万人、三鷹市が約3万人となっています。

○広域避難場所は、大地震時に発生する延焼火災やその他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する大規模公園、緑地等のオープンスペースです。

○なお、神代植物公園は、東京都地域防災計画において、大規模救出救助活動拠点やヘリコプターの離着陸に活用する災害時臨時離着陸場候補地に指定されています。

2. 公園整備の計画 「2.1 全体計画」

【ゾーニング図】



【コミュニティゾーン】(赤色)

- ・遊び・運動・野外活動など多様な機能を有するとともに、広大な緑地空間での憩いの場を創出する区域
- ・公園利用者の駐車場等を設置し、災害時には救出救助等の活動の拠点する区域

【教養ゾーン】(緑色)

- ・植物及び豊かな自然環境の展示等を通じ、植物及び自然環境に関する教養知識を深める区域
- ・それに付随する管理施設等を設置する区域

【風致ゾーン】(オレンジ色)

- ・深大寺を中心とする歴史的、文化的景観を保全活用する区域

公園事業予定区域

※「都立神代植物公園の整備計画（改定）答申（平成26年2月）」
抜粋に説明会の対象を追加したもの

10

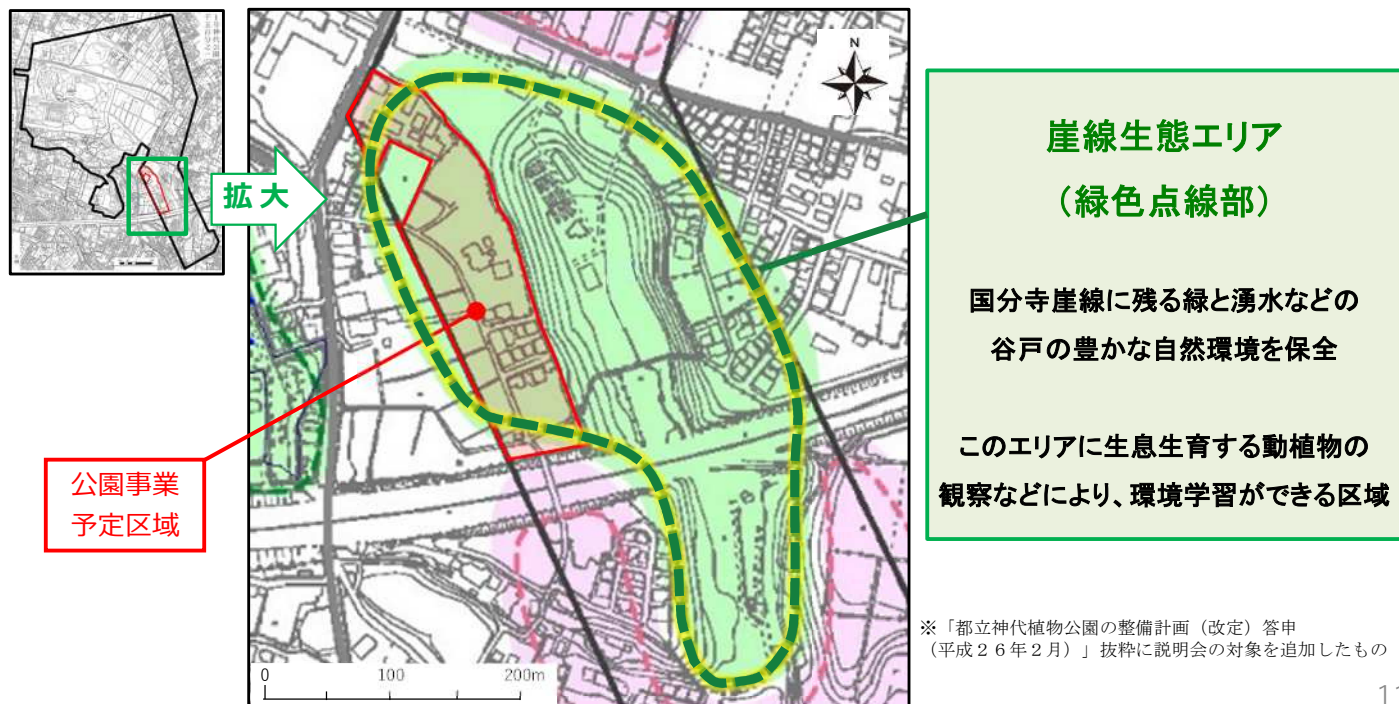
○次に、公園整備の計画についてご説明します。

○この図は、神代公園全体をどの様に整備していくのかをまとめた整備計画における「ゾーニング図」です。

○神代公園は、緑色の「教養ゾーン」、赤色の、遊びや運動等の多様な機能を有する「コミュニティゾーン」及びオレンジ色の深大寺を中心とする「風致ゾーン」の3つのゾーンに分けられています。

○そのなかで本区域は、緑色の「教養ゾーン」に位置し、「植物及び豊かな自然環境の展示等を通じ、植物及び自然環境に関する教養知識を深める区域」に位置付けられています。

2. 公園整備の計画 「2.1 全体計画」



11

○こちらの図は本区域付近の拡大図です。

○本区域は、先ほどご説明した教養ゾーンの中で、「崖線生態エリア」として位置付けられており、「国分寺崖線に残る緑と湧水などの谷戸（やと）の豊かな自然環境を保全し、このエリアに生息生育する動植物の観察などにより、環境学習ができる区域」とされています。

○本区域においては、この整備計画の位置づけを踏まえた公園整備を行っていきます。

2. 公園整備の計画 「2.2 公園事業予定区域の計画」



【周辺の特徴】

【自然環境】

- ・ 崖線に残る緑と湧水などの谷戸の豊かな自然環境（国分寺崖線）

【防災】

- ・ 広域避難場所、大規模救出救助活動拠点に指定（神代植物公園）
- ・ 緊急輸送道路に指定（三鷹通り）

【観光・にぎわい】

- ・ 歴史を身近に感じられる観光スポット（深大寺や門前町のにぎわい等）
- ・ ひとびとの回遊やふれあいを生み出す場（深大寺自然広場・散策路）

12

○ここからは、本区域の整備内容についての検討状況をご説明します。
まずはじめに、本区域周辺の特徴について改めて整理します。

○自然環境としては、周辺一帯に国分寺崖線や谷戸が位置しています。そして本区域の東側には「都立農業高校神代農場」があり、また、南東側には「深大寺自然広場」や「野草園」があり、更に北側や西側には水生植物園を含む神代植物公園や深大寺があります。そしてこれらには、豊かなみどりや湧水とそこに生息する貴重な動植物がみられます。

○防災面では、神代植物公園が広域避難場所や大規模救出救助活動拠点に指定されており、三鷹通りは緊急輸送道路に指定されています。

○観光やにぎわいについては、深大寺等の歴史を身近に感じられる観光スポットや、ひとびとの回遊やふれあいを生み出す場として水生植物園を含む神代植物公園や深大寺自然広場、野草園があり、またそれらの周辺を結ぶ散策路があります。

2. 公園整備の計画 「2.2 公園事業予定区域の計画」

公園づくりの視点

本区域の公園づくりの視点を、周辺の特徴や
整備計画における位置づけなどを踏まえて設定

1. 国分寺崖線のみどりと湧水をまもる武蔵野の森と広場づくり

2. 防災機能の向上と安全・安心に利用できる空間づくり

3. 様々な人々が訪れ、交流を育む空間づくり

13

○次に、本区域の公園づくりの視点を、周辺の特徴や整備計画における位置づけなどを踏まえて3点設定しています。

○1つ目は「国分寺崖線のみどりと湧水をまもる武蔵野の森と広場づくり」

○2つ目は「防災機能の向上と安全・安心に利用できる空間づくり」

○3つ目は「様々な人々が訪れ、交流を育む空間づくり」です。

2. 公園整備の計画 「2.2 公園事業予定区域の計画」

【基本方針】

視点1. 国分寺崖線のみどりと湧水をまもる武蔵野の森と広場づくり

- ・『崖線生態エリア』としての谷戸環境の保全
- 方針
・崖線下の湧水地の水源涵養、斜面環境保全のためのみどりの創出
- ・動植物の観察などにより、環境学習ができる空間の創出

視点2. 防災機能の向上と安全・安心に利用できる空間づくり

- ・広域避難場所として必要な機能・施設の導入
- 方針
・誰もが安心して利用でき使いやすいバリアフリーな施設の整備

視点3. 様々な人々が訪れ、交流を育む空間づくり

- ・周辺住民の日常的な散策や健康づくりなどを楽しむ空間の創出
- 方針
・様々な利用者のつながりづくりに寄与する空間の創出

14

○次に、先程の視点を踏まえ、整備にあたっての基本方針を設定しています。

○一つ目の視点である「国分寺崖線のみどりと湧水をまもる武蔵野の森と一広場づくり」については、具体的に「崖線生態エリアとしての谷戸環境の一保全」、「崖線下の湧水地の水源涵養（かんよう）、斜面環境の保全のためのみどりの創出」、「動植物の観察等により環境学習ができる空間の創出」を進めて行きます。

○二つ目の視点である「防災機能の向上と安全・安心に利用できる空間づくり」については、具体的に「広域避難場所として必要な機能・施設の導入」を進めるほか、「誰もが安心して利用でき使いやすいバリアフリーな施設の整備」として園路やトイレなどの施設の導入を進めます。

○三つ目の視点である「様々な人々が訪れ、交流を育む空間づくり」については、具体的に「周辺住民の日常的な散策や健康づくりなどを楽しむ空間」、そして「様々な利用者のつながりづくりに寄与する空間」の創出を進めて行きます。

2. 公園整備の計画 「2.2 公園事業予定区域の計画」

【アクセス・動線計画】



○次に、本区域へのアクセス、出入口、及び園路などの利用動線についてご説明します。

○まず、図の紫色のルートは深大寺方面からの主要なアクセス動線であり、青色のルートは、東京都の散策コースにも設定されているルートです。

○本区域内においては、緑色で示した南北に走る園路を計画しており、北側の深大寺や三鷹通り、南側の深大寺自然広場からの散策ルートや池ノ上橋（いけのうえはし）とを繋ぐ役割を果たします。そのため、本区域の北側と南側の2か所が主要な出入口となります。

○図のオレンジ色のルートは、周辺の方々の本区域へのアクセス動線となり、災害時の避難や防犯の観点も踏まえ、各ルートからアクセスするための小規模な出入口を数か所検討します。

○南側にある池ノ上橋については今回の整備では変更しません。なお、橋の最終的な取扱い、高速道路南側の都市計画公園区域における整備と合わせ今後検討していく必要があります。

2. 公園整備の計画 「2.2 公園事業予定区域の計画」

【ゾーニング計画】

① エントランスゾーン

三鷹通りに面し、深大寺方面からの来訪者も想定した入口となるゾーン

② 豊かな自然環境を保全する森のゾーン

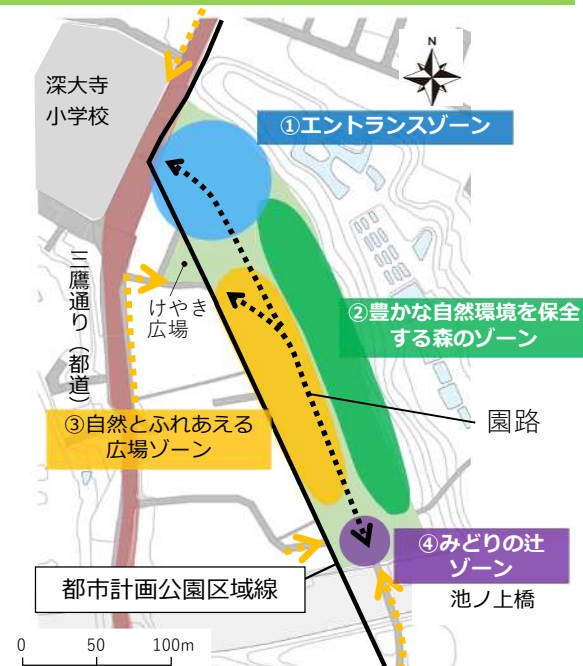
隣接する崖線の緑との連続性や湧水の保全に資する植生を
創出・育成するゾーン

③ 自然とふれあえる広場ゾーン

自然観察や野外レクリエーションとしても利用できる草地として、
また、災害時には避難スペースとして利用するゾーン

④ みどりの辻ゾーン

池ノ上橋の南側及び深大寺自然広場からの入口となるゾーン



・この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用（7都市基交第984号）
して作成したものである。無断複製を禁ずる。
・この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。

※公園整備の計画は予定であり変更される場合があります。

16

○次に、本区域のゾーニング計画についてご説明します。

○一番北側①の「エントランスゾーン」は、三鷹通りに面し、深大寺方面からの来訪者も想定したエントランス空間となります。

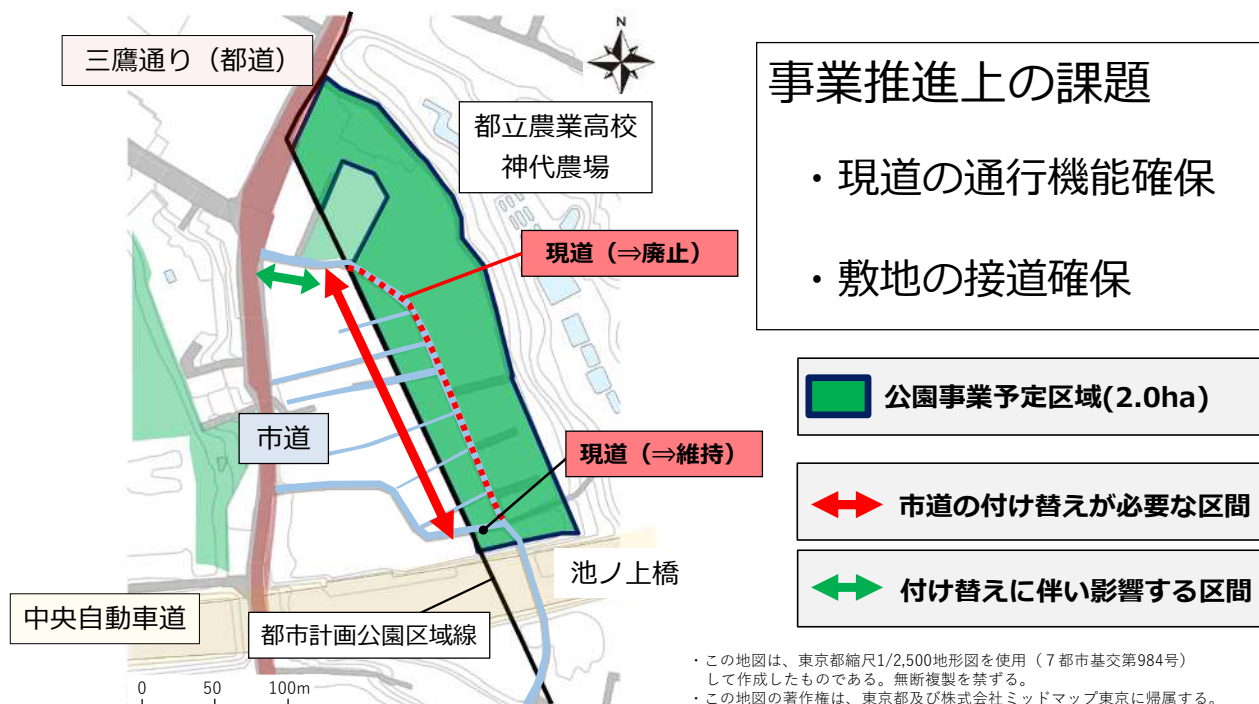
○中央東側②の崖線沿いは「豊かな自然環境を保全する森のゾーン」として、隣接する崖線の緑との連続性や湧水の保全に必要な機能を持ち、様々ないきものが暮らす森を創出・育成します。

○中央西側③については、「自然とふれあえる広場ゾーン」とし、自然観察や野外レクリエーションとしても利用できる草地、また、災害時には避難スペースとしても利用可能なエリアとします。

○最後に、南側④の「みどりの辻（つじ）ゾーン」は池ノ上橋周辺及び崖線下の深大寺自然広場と本区域とを繋ぐエントランス空間となります。

○これまでご説明した方針や動線、ゾーニングを基に、今後、具体的な整備内容を検討していきます。なお、公園整備にあたっては既に開園しているけやき広場と合わせて整備を計画しています。

2. 公園整備の計画 「2.3 付け替え道路の検討」



17

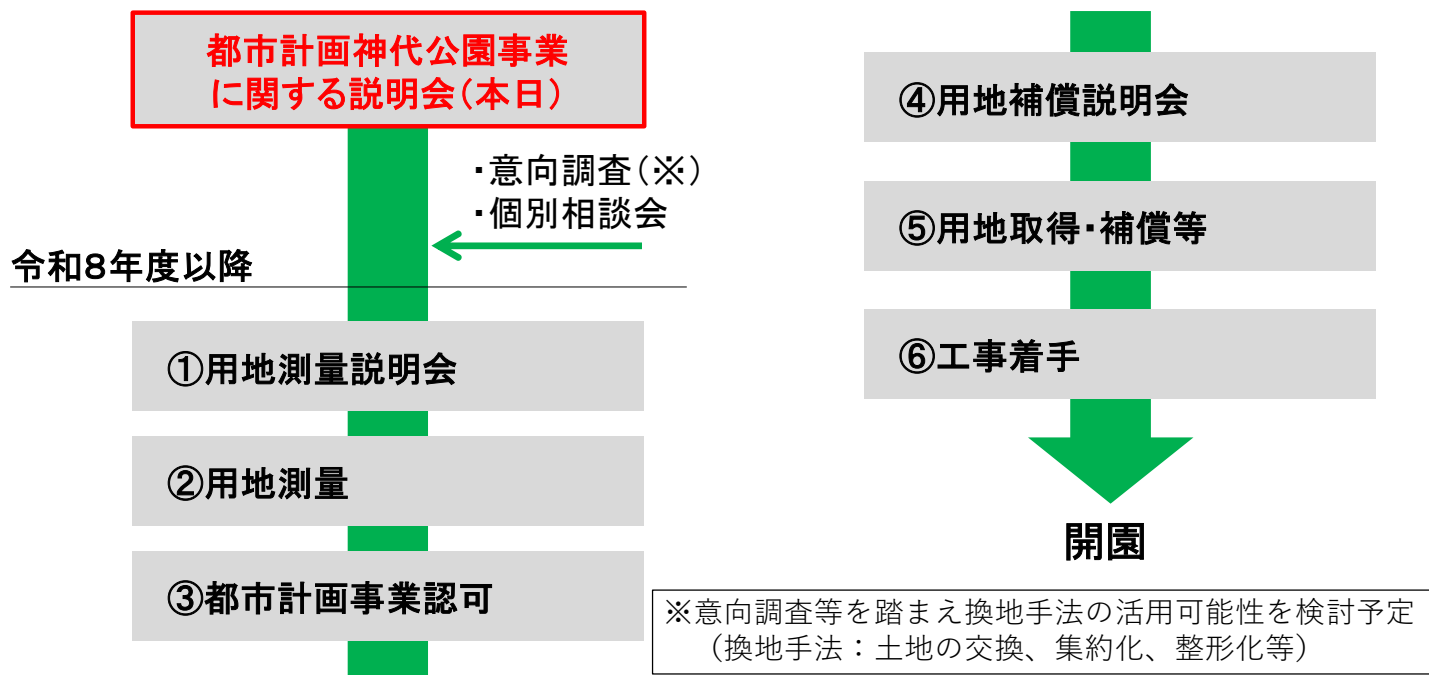
○次に、付け替え道路の検討についてご説明します。

○本区域のほぼ中央には南北方向に走る調布市道がありますが、公園整備により利用できなくなり、また調布市道に接しない土地が生じるため、現道の通行機能や接道の確保が課題となります。

○これらの課題を解決するために、本区域外の西側において、三鷹通りから池ノ上橋を南北方向につなぐ赤色矢印で示した区間で付け替え道路が必要となりますが、具体的な位置については現在検討中です。
自動車や自転車はこの付け替え道路により現況と同様の通行機能を維持します。

○なお、付け替え道路の検討と併せ、三鷹通りへの接続道路となる緑色矢印で示した東西方向の道路についても、付け替え道路の整備に伴い影響する区間として、改良等の検討をしています。

3. 事業の流れ



18

○次に、公園事業の流れについてご説明します。

○まず、事業認可の取得時期ですが、これまでは令和7年度を目指すご説明をいたしましたが、現在の検討状況や事業の進め方などについて丁寧に説明し、事業についてより理解を深めて頂くために、本日の説明会を開催したうえで、図の③番の通り1年先の令和8年度の取得を目指す方針です。

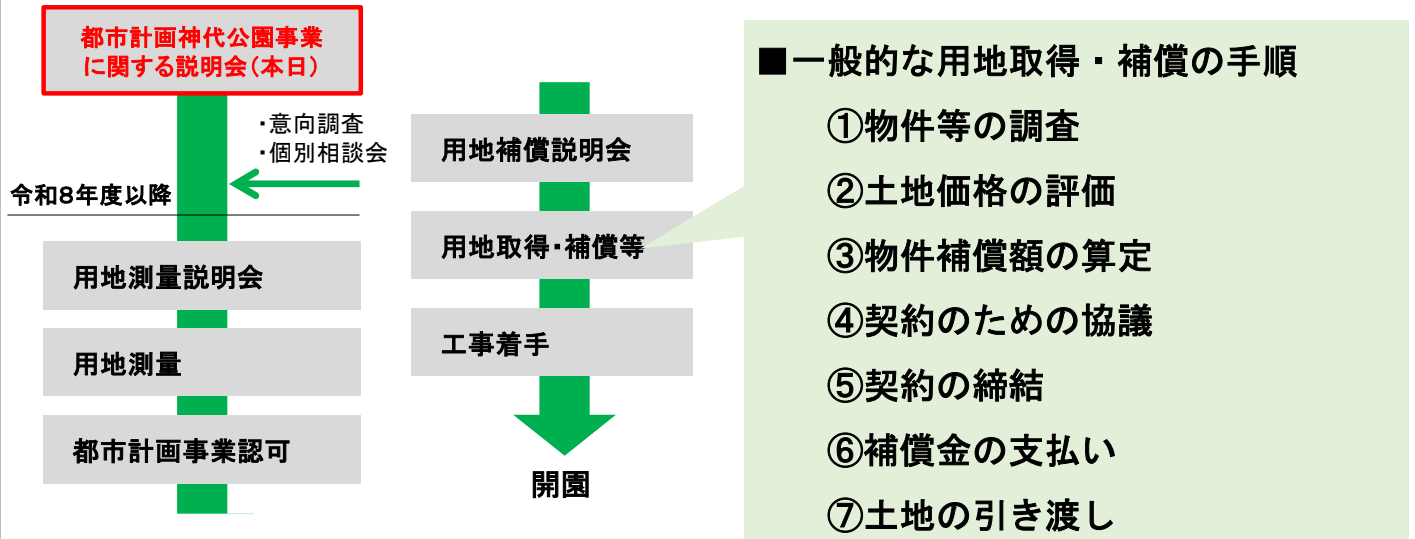
○都市計画公園の事業を進めるにあたり、測量と並行して事業認可手続きを行うこととなります。そのため令和8年度に図の①番の用地測量説明会を開催し、その際に事業認可の予定時期についても改めてご説明します。

○また、事業認可後には図の④番の用地補償説明会を開催し、土地や建物等の関係権利者の皆様に、用地取得の手順や、一般的な補償内容、生活再建制度等についてご説明します。

○その後建物の調査や土地価格の評価を行い、個別に補償内容の協議を行います。契約締結後、お譲り頂いた土地にある建物などを移転して頂き、都が土地の引き渡しを受けたあと公園整備を進めます。

○なお、土地の交換や集約・整形化等を行う換地(かんち)手法については、後日実施する意向調査の結果等を踏まえ、活用の可能性を検討します。

4. 移転補償の概要 「4.1 一般的な用地取得の手順」



19

○次に、お問い合わせの多い移転補償について概要をご説明します。

○移転補償の内容は、一般的に事業認可後に行う用地補償説明会において ご説明しますが、今回は先行してその概要をご説明します。

○用地取得や建物等の補償についての一般的な手順は、

- ① 物件等の調査
- ② 土地価格の評価
- ③ 物件補償額の算定
- ④ 契約のための協議
- ⑤ 契約の締結
- ⑥ 補償金の支払い
- ⑦ 土地の引き渡し

となります。

○各項目の概要について順を追ってご説明します。

4. 移転補償の概要 「4.1 一般的な用地取得の手順」

① 物件等の調査

- ・ 事業の施行に伴い移転等をしていただく建物、工作物等について、構造や数量、権利関係等を調査



② 土地価格の評価

- ・ 取得する土地の価格を評価



③ 物件補償額の算定

- ・ 建物や工作物等の移転費用、その他通常生じる損失補償額を算定
- ・ 営業者の方、建物を賃貸している方等には、算定に必要な書類の提出が必要

○まず、①番目は「物件等の調査」です。

事業に伴い移転等をしていただく建物、工作物等について、構造や数量、権利関係などを調査します。なお、建物等の補償額は毎年見直されます。

○②番目は「土地価格の評価」です。

お譲り頂く土地の売買代金がいくらになるかを決定するために行います。この土地の価格は事業認可日を基準として1年ごとに見直しを行います。

○③番目は「物件補償額の算定」です。

建物や工作物等の移転費用、その他通常生じる損失補償額を算定します。事業を営んでいる方等は算定に必要な書類の提出が必要となります。

4. 移転補償の概要 「4.1 一般的な用地取得の手順」

④ 契約のための協議

- ・ 土地の取得価格や物件の補償額について、権利者の方にそれぞれ個別に金額を提示し、その内容を説明



⑤ 契約の締結

- ・ 協議が調った後、権利者の方とそれぞれ個別に契約を締結
- ・ 権利者の方が複数の場合は、原則として、同時に契約

土地所有者 → 土地売買契約書
借地人 → 借地権消滅補償契約書
建物等の所有者 → 物件移転補償契約書
借家人 → 立ちのき補償契約書



○④番目は「契約のための協議」です。

土地の取得価格や物件の補償額について、権利者の方にそれぞれ個別に金額を提示し、その内容を説明します。

○⑤番目は「契約の締結」です。

協議が調った後、権利者の方とそれぞれ個別に契約を締結します。

権利者の方が複数の場合は、原則として同時に行います。

4. 移転補償の概要 「4.1 一般的な用地取得の手順」

⑥ 契約金の支払い

土地売買代金と補償金は、契約に基づき、次のとおりお支払いします。

・土地売買代金及び借地権消滅補償金

登記終了後、全額をお支払いいたします。

・物件移転補償金

契約が締結された後、補償金の8割以内の額を前払いし、物件移転が完了した後に残金をお支払

・立ちのき補償金

契約が締結された後、補償金の8割以内の額を前払いし、立ちのきが完了した後に残金をお支払

⑦ 土地の引き渡し

- ・ お譲りいただいた土地は、都で分筆・所有権移転登記を行います。また、建物等は権利者の方に移転していただき、都がその完了の確認をして、土地を引き渡していただきます。



22

○⑥番目は「契約金の支払い」です。

土地売買代金と補償金は、契約に基づき、次のとおりお支払いします。

- ・ 土地売買代金と借地権消滅補償金は、登記終了後に全額をお支払いします。
- ・ 物件移転補償金は、契約締結後に、補償金の8割以内の額を前払いし、物件移転が完了した後に残金をお支払いします。
- ・ 立ちのき補償金は、契約締結後に、補償金の8割以内の額を前払いし、立ちのきが完了した後に残金をお支払いします。

○⑦番目は「土地の引き渡し」です。

お譲りいただいた土地は、都で分筆・所有権移転登記を行います。

また、建物等は権利者の方に移転して頂き、都がその完了の確認をして、土地を引き渡していただきます。

4. 移転補償の概要 「4.2 補償のあらまし」

土地売買代金

土地は、正常な取引価格で取得いたします。

この価格は、地価公示法に基づく公示価格、近隣の取引価格、及び不動産鑑定士による鑑定価格等を参考にして決定いたします。

ただし、この価格は、1年ごとに見直しを行います。

また、取得する土地に借地権がある場合には、土地所有者と借地人の方との間で各々の借地(権)配分を契約前に決めていただくことになります。



23

○ここからは、補償のあらましについてのご説明となります。

○まず「土地売買代金」についてご説明します。

土地は、正常な取引価格で取得いたします。

この価格は、地価公示法に基づく公示価格、近隣の取引価格、及び不動産鑑定士による鑑定価格等を参考にして決定いたします。

ただし、この価格は、1年ごとに見直しを行います。

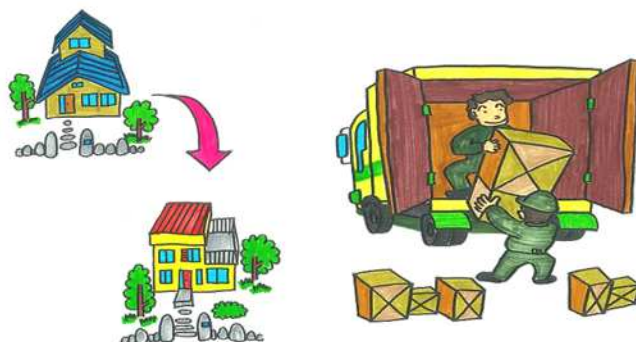
また、取得する土地に借地権がある場合には、土地所有者と借地人の方との間で各々の借地権配分を契約前に決めていただくことになります。

4. 移転補償の概要 「4.2 補償のあらまし」

物件移転補償金

土地の取得に伴って、その土地に建物・工作物等が存する場合は、その土地以外の場所へ移転していただきます。その際の建物等の移転費用をはじめ、以下の項目で説明する費用等を「通常生じる損失」として補償いたします。

- ・ 建物移転補償
- ・ 工作物移転補償
- ・ 立木補償
- ・ 動産移転補償
- ・ 仮住居補償
- ・ 借家人に対する補償
- ・ 営業補償
- ・ 家賃減収補償
- ・ 移転雑費補償



※建物の経過年数が相当な年数を経ている場合でも、補償額がゼロになるということはありません。

24

○次に、物件移転補償金についてご説明します。

○土地の取得に伴いその土地に建物・工作物等が存する場合は、その土地以外の場所へ移転して頂きます。その際の建物等の移転費用をはじめ、以下の項目で説明する費用等を「通常生じる損失」として補償いたします。

○補償の項目には

- ・ 建物移転補償
- ・ 工作物移転補償
- ・ 立木（たちき）補償
- ・ 動産移転補償
- ・ 仮住居補償
- ・ 借家人に対する補償
- ・ 営業補償
- ・ 家賃減収補償
- ・ 移転雑費補償

があります。

○また、建物等の補償額は毎年見直されます。

○なお、建物の経過年数が相当な年数を経ている場合でも、補償額がゼロになるということはありません。

【お知らせ-1】意向調査のご案内

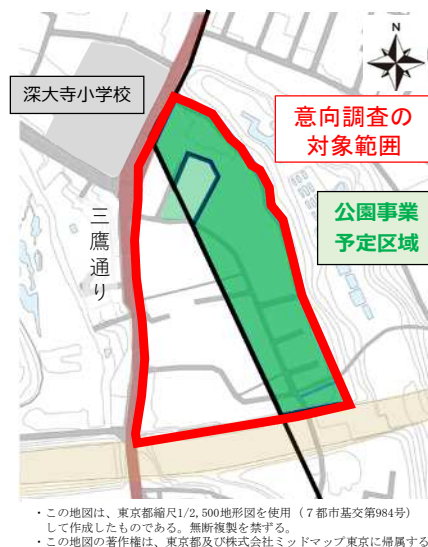
【目的】 今後の事業の進め方などを検討するために、土地及び建物の利用状況、売却・移転時期等の今後のご意向を調査

【対象】 公園事業予定区域とその西側の三鷹通りまでの範囲において、土地や建物をお持ちの方

【方法】 紙面調査票による記名アンケート形式

【期間】 調査票は、11月27日（木）の配布を予定しています。
ご回答にあたっては、12月17日（水）までに返送していただくようお願い致します。

※別途開催する個別相談会においても調査票の記入について対面でご相談頂けます。



25

○こちらは意向調査の実施のご案内になります。

○本意向調査は、今後の事業の進め方などを検討するために、土地及び建物の利用状況、売却・移転時期等の今後のご意向を把握させて頂くことを目的としております。

○対象は、公園事業予定区域とその西側の三鷹通りまでの範囲において、土地や建物をお持ちの方です。
なお、本区域外の土地や建物を所有されている権利者様も、公園周辺も含めた整備を検討するための一環としてお答え頂くために対象とさせていただきます。

○実施方法は、紙面調査票による記名アンケート形式です。

○調査票は11月27日（木）の配布を予定しています。ご回答にあたっては、12月17日（水）までに返送していただくようお願いいたします。

※別途開催する個別相談会においても調査票の記入について対面でご相談頂けます。

【お知らせ-2】個別相談会のご案内

【目的】本説明会及び意向調査（別途郵送）のフォローアップ
（本説明会資料、意向調査票、移転補償概要、公園計画 等）

【会場】調布ヶ丘地域福祉センター
（調布市調布ヶ丘3丁目58-2）
（八雲台バス停徒歩4分）

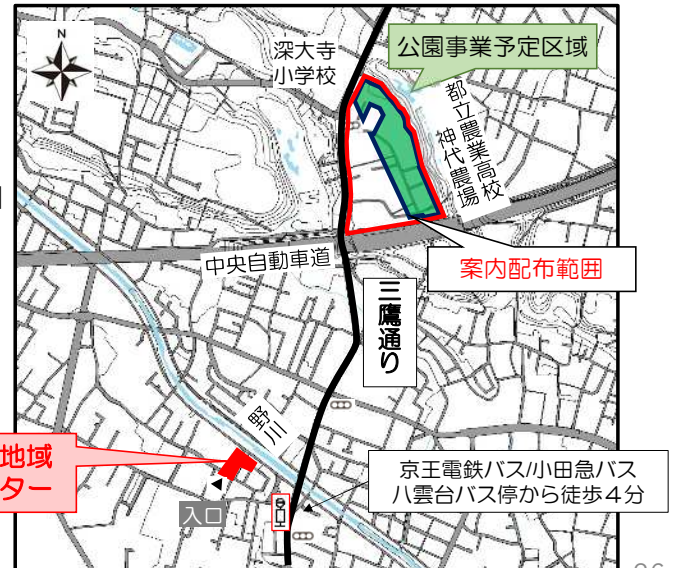
【対象】公園事業予定区域とその西側の三鷹通りまでの範囲
において土地や建物をお持ちの方及びお住まいの方

【方法】個室による対面形式

【期間】12月3日（水）～ 6日（土）の14:00～20:00

【ご予約】事前予約制

※権利者様固有の具体的な補償内容については
ご回答できかねますのであらかじめご了承ください。



○こちらは個別相談会の開催についてのご案内です。

○本個別相談会は、本日の説明会と後日配布させて頂く意向調査のフォローアップを目的としております。具体的には、本説明会資料、意向調査票、移転補償概要、公園計画等へのご質問に直接お答えさせて頂くものです。

○会場は、調布ヶ丘地域福祉センターです。八雲台（やぐもだい）バス停から徒歩4分の場所となります。

○対象は、公園事業予定区域とその西側の三鷹通りまでの範囲において、土地や建物をお持ちの方、及びお住まいの方です。

○実施方法は、個室による対面形式となります。ご予約は事前予約制となりますのでご注意ください。

○実施期間は、令和7年12月3日（水）から 6日（土）の計4日間を予定しております。

※なお、権利者様固有の具体的な補償内容についてはご回答できかねますのであらかじめご了承ください。

お問い合わせ先

東京都 都市整備局 市街地整備部 企画課

TEL 03-5320-5121

27

- 本日のご説明事項は以上となります。
- なお、本日の資料及び説明動画は都市整備局ホームページにも掲載します。
- お問い合わせは東京都都市整備局市街地整備部企画課までご連絡ください。
- 引き続き皆様のご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。